

○国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程第17条の2の運用に関する申合せ

(令和4年10月24日学長裁定)

国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第65号。以下「費用規程」という。）第17条の2に規定する出前講座講習料の運用について、次のとおり定める。

- 1 費用規程第17条の2第1項ただし書に規定する学長が適当と認めたものは、当該年度において上越教育大学基金（以下「基金」という。）に30,000円以上寄附した団体とする。
- 2 前項に規定する団体は、基金への入金を確認された日から1年が経過するまで、1回に限り出前講座講習料を徴収しないものとする。

附 記

この申合せは、令和4年10月24日から実施する。